

- 昨10日夜、大統領府から本11日以降の外出禁止について発表。
 - ・コロンボ及びガンパハ県以外の各県全域：外出禁止令は、本11日から更なる通知があるまでの毎日、午後8時から翌午前5時までの間のみ有効（夜間外出禁止）。
 - ・コロンボ及びガンパハ県：外出禁止令は更なる通知があるまで有効。ただし、市民生活並びに公的及び民間部門の活動は予定どおり本11日（月）から再開。
- スリランカ入出国管理局は、すべてのビザの効力の6月11日までの延長を発表。
- 引き続き当局が発表する最新情報の収集、手洗い・手指の消毒、マスクの着用、ソーシャル・ディスタンス（社会的距離）の確保などの感染症対策に努めてください。

1 昨日（10日）夜、スリランカ大統領府から本11日以降の外出禁止について発表がありました。なお、市民生活並びに公的及び民間部門の活動の再開に関する諸条件はこれまでに発表されたものから変更はないとしています。

（1）コロンボ及びガンパハ県以外の各県全域：外出禁止令は、本11日から更なる通知があるまでの毎日、午後8時から翌午前5時までの間のみ有効（夜間外出禁止）。

（2）コロンボ及びガンパハ県：外出禁止令は更なる通知があるまで有効。ただし、市民生活並びに公的及び民間部門の活動は予定どおり本11日（月）から再開。

2 その他詳細は以下のURLを参照してください。また、引き続き当局が発表する最新情報に注意してください。

○スリランカ大統領府発表（10日付）

<http://www.pmdnews.lk/updated-announcement-on-curfew-2/>

3 スリランカ出入国管理局は、これまで当地に滞在する外国人に対し発給されているすべてのビザの効力を5月12日まで延長するとしていましたが、これを更に6月11日まで延長することを発表しました。この措置に関する詳細につきましては、以下のURLを参照してください（照会先についても記載があります）。

http://www.immigration.gov.lk/web/index.php?option=com_content&view=article&id=349&lang=en

4 なお、スリランカ保健省は、11日午前10時現在、スリランカ国内における感染者数を863名（うち治癒343名、死亡9名）と発表しています。当地の在留邦人の皆様及び当地を訪問中の邦人の皆様におかれましては、定期的に手洗い・手指の消毒を行うとともに、万一外出をする際は、マスクを着用し、ソーシャル・ディスタンス（社会的距離）を保つなどの感染症対策に努めてください。

【参考1】スリランカ保健省（感染者数）

<http://www.epid.gov.lk/web/index.php?lang=en>

【参考2】新型コロナウイルス感染症に備えて

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

【参考3】世界保健機関（WHO）

<https://www.who.int/>

【参考4】世界保健機関（WHO）が推奨するスリランカにおける新型コロナウイルス感染症対策方法

http://www.epid.gov.lk/web/images/pdf/Circulars/Corona_virus/sri_lanka_ppe_covid19_english.pdf

【参考5】外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

【参考6】これまでの当館の領事メールを確認する場合は以下からご確認ください。

https://www.lk.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○問い合わせ先

在スリランカ日本国大使館

電話：(国番号94) 11-269-3831（内線282）

携帯電話番号：(国番号94) 77-738-3360

【注】上記は、平日 午前8時30分～午後5時15分に限り、土・日・休館日は緊急電話 対応になります。

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止 手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>